

【 検討会の資料及びとりまとめに関する意見 】

平成26年9月8日

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長
弁護士 山本健司

第1 第7回検討会「資料2」に関する意見

- 1 当職は、第6回検討会において、「消費者契約法の問題点と実体法改正の方向性について」（第6回検討会委員提出資料1-1）を提出させて頂き、実体法改正の必要性及び方向性を基礎づける基礎資料として、現在の消費者契約法に関する運用上の問題点とその内容をご指摘のうえで、当該論点に関する公刊されている裁判事例、相談事例や被害事例（国民生活センター報道発表、消費者庁「平成23年度消費者契約法（実体法部分）の運用状況に関する調査結果報告」等から引用）、及び、統計資料（国民生活センター「消費生活年報2013」、同「消費者契約法に関する消費生活相談の概要と裁判例」等から引用）をご報告させて頂きました。また、今般弁護士会で実施致しましたアンケート調査で収集しました裁判事例、和解事例、交渉事例、相談事例（第6回検討会委員提出資料1-1・添付資料②記載の事例）を付加してご紹介させて頂きました。さらに、実体法改正の方向性に関する1つの試案として「消費者契約法日弁連改正試案（2014年版）」を提出し（第6回検討会委員提出資料1-2）、ご紹介させて頂きました。
- 2 この点、第7回検討会「資料2」の「参考事例」部分では、当職の第6回検討会における報告のうち「委員提出資料1-1・添付資料②」記載のアンケート事例の一部については記載して頂いておりますが、報告書本文においてご報告させて頂きました裁判事例、相談事例、被害事例、統計資料などが記載されておりませんので、記載補充をお願い致します。

また、第7回検討会「資料2」の「論点項目」部分では、第6回検討会「委員提出資料1-1」においてご報告をさせて頂きました諸論点のうち、「つけ込み型不当勧誘行為」「不当勧誘行為と損害賠償義務」「不招請勧誘・再勧誘」「消費者公序」「不当条項使用行為と損害賠償義務」「継続的契約の中途解約権」「消費貸借契約の目的物交付前解除権行使時の損害賠償義務」「賃貸借契約における原状回復義務を加重する条項の無効」といった諸論点が、少なくとも明示的には記載されていないように思われます。これらについても論点の存在、問題の所在、具体的な問題事例、立法提案などをご報告させて頂いておりますところですので、記載補充をお願い致します。

第2 本検討会のとりまとめに関する意見

- 1 本検討会の位置づけについて、第1回検討会において「消費者契約法の運用状況に関する検討会は、このような検討のための本格的な議論の準備作業として、消費者契約法の運用状況を踏まえた立法事実の把握や論点の整理等を行うものである。」というご説

明を頂戴しました。

したがって、実体法改正の要否・内容に関する具体的な検討作業は次の「本格的な議論」でなされるべきもので、本検討会の役割は、その「準備作業として」の「立法事実の把握や論点の整理等」と理解しております。

2 そうであれば、本検討会の成果物としての報告書は、下記の①②の点が記載の中心になるのではないかと、個々の論点に関する法改正の要否・内容は次の「本格的な議論」で判断されるべきものではないかと、思料いたします。

① 論点の整理

＝ 法改正の必要があるという意見が存在する箇所、意見の内容、問題の所在（実体法改正が必要という主張がなされている理由）の整理・紹介

② 消費者契約法の運用状況を踏まえた立法事実

＝ 本検討会で報告された、上記①のような法改正の必要性を基礎づける事実関係（立法事実）であると主張されている紛争事例、裁判事例、和解事例、統計資料等の整理・紹介

3 上記2①の「論点の整理」、すなわち、実体法改正の要否・内容を検討すべき論点の所在・内容については、本検討会において各委員から報告・指摘がなされているところですが、当職も第6回会議において「消費者契約法の問題点と実体法改正の方向性について」（第6回検討会委員提出資料1-1）の本文「第2」～「第24」部分の各「現行法の問題点と見直しの方向性」欄において整理・報告させて頂いております（検討項目を再度列挙すれば別紙一覧表のとおりです）ので、よろしくお願い致します。

4 上記2②の「消費者契約法の運用状況を踏まえた立法事実」、すなわち、法改正の必要性を基礎づける事実関係（立法事実）であると主張されている紛争事例、裁判事例、和解事例、統計資料等につきましても、本検討会において各委員から報告・指摘がなされているところですが、当職も第6回検討会委員提出資料1-1報告書本文及び添付資料において整理・報告させて頂いておりますので、よろしくお願い致します。

5 なお、本検討会においては、実体法改正の要否・内容に関する「本格的な議論」を先取りした議論がなされている部分があります（クレーム増加を招くことが懸念される、行政規制が存在する分野の法改正は不要でないか等の消極意見や、それらの意見内容に対する反対意見など）。これらの議論の存在や内容についても、「本格的な議論」の一助として、本検討会の報告書に記載することは有益と思料いたします。しかしながら、上記の点に関する議論は本来的には次のステージで行われるべき議論内容であること、本検討会の報告書の本来的な記載必要事項は上記「2①②」であることについては、明確に認識したうえでとりまとめる必要があるものと思料いたします。

以上

実体法改正に関する論点一覧

～ 第6回検討会委員提出資料1-1より抜粋 ～

第2 消費者概念と消費者契約法の適用範囲（第2条関係）

消費者契約法の保護を及ぼして然るべき消費者に適正に本法の適用がなされるよう、消費者概念の見直しや準用規定（類推適用）の付加を検討すべきでないか。

第3 事業者の情報提供義務・説明義務（第3条1項後段関係）

事業者から消費者への情報提供義務・説明義務を法的義務として規定すべきでないか。

第4 契約条項の明確化・平易化（第3条1項前段関係）、消費者有利解釈の原則

- ① 契約条項の明確化・平易化を事業者の法的義務として規定すべきでないか。
- ② 消費者有利解釈の原則を規定すべきでないか。

第5 誤認取消（第4条1項、2項、4項関係）

- ① 不特定多数に向けられた広告等が誤認惹起した場合にも契約を取り消しうるよう「勧誘」要件を見直す必要があるのではないか。
- ② 「重要事項」に契約動機も含める旨を規定すべきでないか。
- ③ 断定的判断の提供につき「将来における変動」という限定を外すべきではないか。
- ④ 不利益事実の不告知について故意要件を削除すべきでないか。

第6 困惑取消（第4条第3項）

威迫する言動など非身体拘束型の困惑惹起行為も取消対象に付加すべきでないか。

第7 つけ込み型不当勧誘取消（現行法なし）

高齢者など消費者が合理的に判断することができない事情を不当に利用して契約を締結させる「つけ込み型不当勧誘行為」に関する取消規定を追加すべきでないか。

第8-1： 不当勧誘行為と損害賠償義務・総論（現行法なし）

事業者の不当勧誘行為が損害賠償義務を帰結する旨を明定すべきではないか。

第8-2： 不当勧誘行為と損害賠償義務・各論① 不招請勧誘・再勧誘（現行法なし）

不招請勧誘・再勧誘に関する損害賠償義務を規定すべきでないか。

第8-3： 不当勧誘行為と損害賠償義務・各論② 適合性原則違反（現行法なし）

適合性原則違反に関する損害賠償義務を規定すべきでないか。

第9 消費者公序（現行法なし）

民法第90条を消費者契約に適用する際の解釈準則等を規定しておくべきでないか。

第10 媒介の委託を受けた第三者及び代理人（現行法5条）

第三者の不当勧誘行為で表意者が意思表示をした場合を規定しておくべきでないか。

第11 取消権の行使期間等（現行法7条）

消費者取消権の時効期間を、追認をすることができる時から3年、契約締結の時から10年に延期すべきでないか。

第12 追認及び法定追認の排除（現行法なし）

消費者取消権について追認及び法定追認の規定を排除すべきでないか。

第13 消費者契約約款（現行法なし）

消費者契約約款に関する規律を設けるべきではないか。

第14 不当条項の効力に関する一般規定（現行法10条）

現行法第10条の前段部分、後段部分を最判平成23年7月15日金判1372号7頁の判旨に適合した文言に改正すべきでないか。

第15-1 不当条項とみなす条項・その1（現行法8条～9条）

- ① 第9条第1号の平均的損害の立証責任の転換及び算出方法を規定すべきでないか。
- ② 第9条第2号の年14.6%は引下げの方向で検討すべきでないか。

第15-2 不当条項とみなす条項・その2（現行法なし）

一定の要件を満たせば他の要素を考慮するまでもなく当然に無効とされるべき不当条項のリスト（ブラックリスト）を規定すべきでないか。具体的には、契約文言の解釈等に関する排他的権利を事業者に認める条項、消費者の法定解除権を排斥する条項、事業者が債務を履行しないことを許容する条項、サルベージ条項などである。

第16 不当条項と推定する条項（現行法なし）

不当条項とされる蓋然性が高いものの、事情によっては当該条項に合理性が認められるという契約条項に関するリスト（いわゆるグレーリスト）を規定すべきでないか。具体的には、意思表示の擬制、意思表示の到達の擬制、給付内容等の一方的な決定ないし変更、事業者の法令上の責任制限、過大な損害賠償の予定又は違約金、消費者の法定解除権制限条項、消費者の証明責任加重条項、裁判管轄条項、脱法条項等である。

第17 不当条項使用行為と損害賠償義務（現行法なし）

事業者の不当条項使用に関する損害賠償請求権について規定すべきでないか。

第18 消費者契約の取消し及び無効の効果（現行法なし）

消費者取消権により消費者契約が取消し、無効となった場合における消費者の事業者に対する不当利得返還義務の範囲に関する減免規定を立法化すべきでないか。

第19 複数契約の取消し、無効及び解除（現行法なし）

相互に密接に関連づけられた複数の契約について、全体として契約の取消し、無効あるいは解除できる場合について規定しておくべきでないか。

第20 継続的契約の中途解約権（現行法なし）

消費者契約に該当する継続的契約について、消費者の中途解約権と解約金の上限規定を規定すべきでないか。

第21 消費貸借契約の目的物交付前解除権（現行法なし）

消費者を借主、事業者を貸主とする消費貸借契約について、消費者である借主が目的物交付前に経済的負担無く契約解除できる旨を規定すべきでないか。

第22 消費貸借契約の期限前弁済（現行法なし）

事業者を貸主、消費者を借主とする消費貸借について、消費者が損害賠償義務の負担無く期限前弁済をできる旨を規定すべきでないか。

第23 消費貸借契約の抗弁権の接続（現行法なし）

供給業者の商品販売契約等と与信業者の与信契約との間に密接な取引関係（提携関係）が認められるような一定の場合、商品販売契約の債務不履行等を理由に消費者が与信業者への支払を拒むことができる旨を規定すべきでないか。

第24 貸借契約における原状回復義務を加重する条項の無効（現行法なし）

貸借人が事業者、借借人が消費者である場合の貸借契約においては、原状回復義務を加重する条項は無効であることを明文化すべきでないか。 以上